

鳥取県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年4月16日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

監 事 上 田 新 一 倉吉市福守町189-16
" 入 澤 須賀雄 倉吉市耳616
" 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008
" 畑 中 保 近 倉吉市不入岡266

平成22年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 上 田 新 一 倉吉市福守町189-16
" 入 澤 須賀雄 倉吉市耳616
" 山 脇 将 暉 倉吉市不入岡264-1
" 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008

平成22年4月5日就任 任期3年